

排水設備等工事チェックシート(宅内排水設備用)

計画確認	完了届
------	-----

事業者名:

データ更新年月日: R8.4.1

確認事項		備考	施工者	市
一 汚水管 (屋外)	1 勾配が基準を満たしている φ100:2.0%以上 φ150:1.7%以上 φ200:1.5%以上 φ250:1.3%以上		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲で柵を設置している		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 排水管を建築物等の基礎や池、樹木等の真下に配管していない		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 内汚水管 (屋内)	1 1階/2階、 汚水/雑排水 は別系統になっている(推奨)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 食品関係機器及び医療関係機器等、下水の逆流等により衛生上の障害が生じる恐れのある箇所の排水は、適切な排水空間を設けた間接排水としている。 (該当のない場合は「-(ハイフン)」を記入。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
三 汚水柵	1 公共柵(宅内最終柵)の出と入りの深さを記載している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 最低土被りを確保している 宅地内:20cm 私道:45cm 公道:60cm(道路管理者へも確認が必要)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 トイレからの接続が45YSになっている (始点の場合は45L)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 柵間を鏡で確認できるような会合点は90YS、もしくは90°のWLS等を使用している。 (会合点のない場合は「-(ハイフン)」を記入。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 防護ハットを敷設する必要がある、公共柵や宅内最終柵等の場所には防護ハット台座下部にある基礎碎石の厚みを考慮した埋設深度(例としてφ100mmの場合は管底の深度を40cm以上を管底とする)としている		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 柵の深さは深度による基準を満たしている 深度80cmまで:柵径15cm 深度150cmまで:柵径20cm 深度200cmまで:柵径30cm それ以上:柵径75cm(0号人孔)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 公共柵(宅内最終柵)は基準を満たしていたものを使用している 深度200cmまで:柵径30cm(硬質塩化ビニル製汚水柵) それ以上:柵径75cm(コンクリート製0号人孔)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 既設公共柵を再利用する場合、設置後の経過年数が30年未満であることを確認している。 (30年以上経過している場合は施設整備課と協議。鉄蓋の裏に製造年が刻印されている)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 トラップ柵を設置する際、二重のトラップとならないよう、接続元の設備にトラップがないことを確認している。 (該当のない場合は「-(ハイフン)」を記入。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 柵は将来、建築物等が設置されない箇所に設置している		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 その他	1 工事調書に、縮尺及び方位を記載している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 足洗い場の他、冷却水排水、ドレン排水、受水槽からの排水、地下構造物からの湧水、プール排水は雨水系統へと接続している(他自治体では汚水系統への接続を指導しているところもあるので要注意)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 雨水排水の配管において、管径の120倍以内に柵を設置している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 雨水排水において、付近の道路側溝へと接続している。 道路側溝への接続が困難な場合には、浸透柵を市へ相談した上で設置している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 接続先が私設下水道(排水設備)の場合は接続や使用にかかる同意を得ている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 宅内集水ヘッダーを用いる時は、念書及び承認図を添付している (該当のない場合は「-(ハイフン)」を記入。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 (完成届の場合のみ) 計画確認時から柵の増減、ルートの変更(系統の増減)はない。 増減がある場合、市に変更届を提出している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>